

令和4年4月28日

関係大学 博物館実習担当者 様

広島県立美術館長
(〒730-0014 広島市中区上幟町2-22)

令和4年度博物館実習の実施について（通知）

このことについて、別紙「広島県立美術館『博物館実習』実施要綱」及び「令和4年度 博物館実習実施計画書」に基づき実施します。

については、当実習への申込み・書類提出に当たっては、次の点に注意してください。

- 1 今年度は、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、実施要綱の内容を次のとおり変更します。
 - (1) 受け入れる実習生は、広島県内の大学等に在学する者及び他の都道府県の大学等に在学する者で当該実習生の家族が広島県内に居住する者とする。ただし、他の都道府県の大学等に在学する者は、令和4年4月14日付け4文企調第3号文化庁企画調整課博物館振興室通知「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学芸員養成課程に係る博物館実習の実施に当たっての留意事項について」に基づき、実習の10日程度前に広島県内への移動を済ませておくこととする。
 - (2) 受け入れる実習生は総数を20人程度とし、各大学等の同一講座からは最大3人までとする。
 - (3) 受け入れ人数を減員する関係上、学内に附属の美術館・博物館等の実習施設を有する大学についてはできるだけ学内での実習をお願いする。
 - (4) 受講に際しては、令和4年4月14日付け4文企調第3号文化庁企画調整課博物館振興室通知「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学芸員養成課程に係る博物館実習の実施に当たっての留意事項について」を参考とし、各大学は、特に、受講生の健康管理について厳重に指導することとする。
 - (5) 実習中、学生が体調不良により欠席する場合は、各大学は当館に対し、当該学生の健康状態について逐次、報告を行うこととする。
 - (6) 実習中の状況により、十分に実施できなかった内容があった場合には、各大学は事後指導等において、補充的な内容の授業等を行うこととする。
- 2 提出書類は必ず担当課の担当者もしくは担当教官が作成してください。
- 3 次の(1)、(2)の2回の提出期限を設けていますので、※印に記載の内容に注意し

て提出してください。

(1) 5月31日(火)までに、「博物館実習に係る受講希望学生等調査票」(同封の別記様式)に記入したものをメールにより提出してください。当館から内容確認の連絡を行います。

(2) (1)の電話による応答後、6月10日(金)必着で、貴大学の依頼文書(様式は自由、広島県立美術館長宛て)に「博物館実習に係る受講希望学生等調査票」の原本を添付して送付してください。

※ 調査票の「連絡先」欄には、当館から担当教官や親権者等に確実に連絡が取れる電話番号を記載してください。

※ 同一大学に所属する異なる希望者が個々に書類作成を求めている場合は、(1)、(2)とも必ず1通に集約してください。

※ (1)、(2)とも「広島県立美術館・学芸課 森」宛てとしてください(下記連絡先参照)。

※ (2)は簡易書留とし、84円切手を貼付した返信用封筒(宛名明記)を同封してください。

4 受入れについては、6月下旬をめどに回答します。

5 実習生に対する評価・採点については、実施カリキュラムの性格・内容上、困難かつ不適切であるので行いません。実習期間中の出欠状況証明、実習課程の修了証明などについては、要請により個別に応じます。ただし、それら書式の送付に必要な切手を貼付した封筒(宛名明記)を実習開始前に提出してください。

6 当実習に関する謝礼については、金品の別を問わず一切お断りします。

7 なお、学内に附属の美術館・博物館等の実習施設を有さない大学については、実習とは別に、館内施設見学等の要望があれば、対応を検討しますので、御相談ください。

連絡先： 広島県立美術館・学芸課 担当 森， 神内

Tel:082-221-6246 FAX:082-223-1444

E-mail: bjkakugei@pref.hiroshima.lg.jp